

過去の立候補予定者説明会での質問事項について

Q 1. 現職の村議会議員が村長選挙に立候補する場合は失職することになるが、失職の届は提出する必要があるのか。

A 1. 選挙管理委員会に提出する書類はありません。事前に議会事務局へ問い合わせてください。

Q 2. 選挙運動事務員等の届出は、人件費を支払う人のみ届け出るのか。家族等がお茶を出したりする場合にも届出は必要なのか。

A 2. 報酬を支給する事務員、車上運動員のみ届出が必要であり、それ以外には届け出る必要はありません。

Q 3. 推薦人は第1親等でもよいのか。また、公務員でも推薦人になれるのか。

A 3. 第1親等を推薦人にすることができます。公務員は推薦人になれません。

Q 4. 食事をする場所は事務所内だけなのか。

A 4. 弁当は選挙事務所で食べるか、あるいは携行するために選挙事務所において提供されるものに限られるので、運動員等を飲食店、料理屋等へ連れて行って提供することはできません。

Q 5. 村長選挙・村議会議員選挙の演説会は同時に開催できるのか。

A 5. 同時に開催することができます。

ただし、公営施設を使用して演説会を開催する場合は、連名で使用の申出を行い、演説時間は連名で会っても五時間に限られます。

また、同一の施設ごとに1回に限り無料で使用できる規定については、各候補者についてそれぞれ1回として計算されます。

Q 6. ビラに貼る証紙の位置はどこに貼るのか。

A 6. 特に指定はありません。

Q 7. 個人演説会を周知する文書はビラにあたるのか。また、案内するビラの配布は選挙事務所内で行ってもよいのか。

A 7. 個人演説会を周知する文書はビラにあたります。また、ビラは選挙事務所内で頒布することができます。

Q 8. 選挙事務所の設置場所は期日前投票所から300m以上離れた場所に設置しなければならないのか。

A 8. 期日前投票所から選挙事務所までの距離に制限はありません。

Q 9. 選挙公報の掲載文に文字数制限はあるのか。

A 9. 文字数に制限はありません。

Q 10. 後援会の看板には数の制限があるのか。

A 10. 後援団体が政治活動用の事務所ごとに2枚に限り掲示ができます。立札・看板の総数は4枚です。

ただし、立札、看板には選挙管理委員会に申請して、交付を受けた証票を付けておかなければならない。

Q 11. フェイスブック等で候補者(家族)の選挙運動の様子をアップすることはできるのか。

A 11. ウェブサイト等を利用する方法(電子メールを利用する方法を除いたもの)としてホームページ、ツイッター、フェイスブック等の手段により、一般の有権者が選挙運動に用いることが可能です。(ただし、年齢満18歳未満の方は選挙運動を行うことができません。)

Q 12. 運動員・運動員以外の人で禁止されている事項はあるのか。

A 12. 選挙の手引きを熟読していただき、具体的な項目について問い合わせてください。

Q 13. 選挙運動で戸別訪問が禁止されているが、どの範囲(敷地)が禁止されているのか。

A 13. 訪問とは必ずしも居宅内に入る事だけを指すのではなく、軒先、店先や道端で面接するときや、また、相手が不在であっても、面会を断られたときでも訪問になります。

Q 14. 村長選の候補者の自動車と村議選の候補者の自動車が道路で鉢合わせをした場合に、どちらの車が優先されるのか(制限があるのか) 教えてほしい。

A 14. 特に制限はありません。

Q 15. 弁当は報酬を支払う人にしか出ないのか。弁当を提供できる数の1日あたりの内訳等を教えてほしい。

A 15. 報酬を支給できない選挙運動員にも提供することができます。

ただし、陣中見舞いに来た選挙人等には提供できません。

また、選挙運動員、事務員、車上運動員、労務者に提供する弁当の数は、225食(弁当の総数)の範囲内であれば、どのような配分で提供しても差し支えありません。

例えば、朝、昼、夕三食を各人に提供しても、夕食のみにして多くの運動員に提供しても、運動期間の初めは提供せずに終盤戦に至って多人数に提供しても差し支えありません。ただし、提供する者1人について、1食あたり1,500円以内、1日あたり4,500円以内の制限額があります。

Q 16. 領収書はレシートでもよいのか。

A 16. レシートでもよい。

Q 1 7. 選挙事務所で選挙運動員や労務者に提供する弁当は、消費税が含まれるのか。

A 1 7. 消費税は含みます。

Q 1 8. 寺社を無料で借りて選挙事務所を設置した場合は、借上料に相当する額は団体からの寄付にあたるのか。

A 1 8. 無料で借りた場合は、通常支払うべき借上料を支払わずに済んだという利益があるためその借地料に相当する額が収入（寄付）となります。

寺社が団体にあたるかどうかについては、法人登記の有無に関わらず、管理や利用状態が自治会（区）等でされている場合は団体の扱いになります。

Q 1 9. 選挙当日の選挙事務所は、投票所から直線距離 3 0 0 m 以外のみ設置できるとされているが、投票時間終了後であっても使用することはできないのか

A 1 9. 投票時間終了後の使用は可能です。ただし看板等撤去していること。

Q 2 0. 公費負担の対象経費について、個別契約では自動車本体分のみが対象であり、看板・スピーカー等については対象外となっているが、ハイヤー契約の場合、看板等の設置費用も対象となるのか。

A 2 0. ハイヤー契約の場合でも看板・スピーカー等については対象外です。

Q 2 1. ポスターや選挙運動用自動車等の看板に示す氏名と通称認定書の表記は同じにしなければならないのか。例）通称認定書では名前のみひらがな表記としているが、看板等には姓も含めてひらがな表記としてもよいのか。

A 2 1. 問題ない。公職選挙法施行令第 8 9 条第 5 項において通称認定書の表記とされているのは投票用紙、告示、新聞広告、政見放送、経歴放送、選挙公報、投票所等の氏名掲示における表記である。これらの表記について戸籍と異なる者を使用する場合には通称認定書の提出が必要となるが、ポスターや看板などの選挙運動に使用する氏名は通称認定書と合わせる必要はない。

Q 2 2. 村議会議員の推薦者として現職の村長を挙げ、はがき等に推薦者として表記しても良いのか。

A 2 3. 現職の村長が地元の村議会議員の推薦人なることは、公職選挙法第 1 3 6 条の 2 による公務員等の地位利用による選挙運動の禁止 に該当すると考えられるため、推薦人になることはできない。

Q 2 4. 選挙ポスターの記載について決まりはあるか？村議会議員候補者等の記載は必要か？

A 2 4. 管理責任者及び印刷業者の氏名・連絡先等が書かれていればその他の記載内容についての制限はない。ただ、今回は村長選挙も同時に行われるので、村議会議員候補者等の記載があるほうがわかりやすいと思われる。

Q 2 5. 選挙公報の写真はデータ提出ではダメか

A 2 5. CD-R等でのデータ提出も可。ただし、サイズ等を調整した上、使用する写真データのみを提出すること。

Q 2 6. 山添村に寄付をしたことのある人物が立候補することはできるのか。

A 2 6. 公職の候補者が寄付を行うことは禁止されているが、過去に寄付をした人物であっても立候補することはできる。ただし、選挙に立候補する意思を持つてからの寄付行為は公職の候補者と見なされるため、公職選挙法違反となる。

Q 2 7. ビラや葉書の頒布について、タウンメール等区域内配送のサービスを利用しても良いか。

A 2 7. 使用することはできない。ビラの頒布方法は新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所での配布に限られています。